

項目	現行	変更案(赤字下線部)
1	IV	<u>指定管理鳥獣の管理に関する事項</u>
2		<u>第一 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項</u>
3		<u>1 目的</u>
4		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業は、当該都道府県における第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている場合であって、生息状況や被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県又は国の機関が実施するものとする。</u>
5		<u>都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。)を作成するものとする。</u>
6		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、当該都道府県内において、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及び将来予測を行うものとし、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び事業の内容を定めるものとする。</u>
7		<u>2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目</u>
8		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差支えないものとする。</u>
9		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目</u> <u>1 背景及び目的</u> <u>2 対象とする指定管理鳥獣の種類</u> <u>3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間</u> <u>4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域</u> <u>5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標</u> <u>6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容</u> ① 捕獲等の方法 ② 捕獲個体の放置に関する事項(実施する場合に限る) ③ 夜間銃猟に関する事項(実施する場合に限る) <u>7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制</u> <u>8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項</u> <u>9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項</u>

10		<b>第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する事項</b>
11		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成にあたっては、以下の事項を盛り込むこととする。</u>
12		<b>1 背景及び目的</b>
13		<u>第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、当該都道府県内における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定と将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定めるものとする。</u>
14		<b>2 対象鳥獣の種類</b>
15		<u>対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、当該都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣を定めるものとする。</u>
16		<b>3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間</b>
17		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とするものとする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の事情等に応じて適切な期間を設定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定するものとする。</u>
18		<b>4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域</b>
19		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を定めるものとする。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがる範囲を想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。可能な限り詳細な地名を定めるとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。</u>
20		<u>また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合においては、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業との整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行うものとする。</u>

21		<u>なお、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊等が被害対策を十分に行っている区域や、狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先するなど、適切な役割分担がなされるよう考慮するものとする。</u>
22		<b>5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標</b>
23		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定めるものとする。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定めるものとする。</u>
24		<b>6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容</b>
25		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込むこととする。</u>
26		<b>(1)捕獲等の方法</b> <u>指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について、定めるものとする。実施方法については、使用する猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）等を定めることとする。また、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、回収・処分方法等について簡潔に定めるものとする。</u>
27		<b>(2) 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る）</b> <u>指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第18条で鳥獣の放置が認められる場合（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合）以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定められている場合においては、法第14条の2第8項第1号に基づき、捕獲等をした場所に放置することが認められている。</u>
28		<u>捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を定めるものとする。</u>
29		<u>捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止するため、鉛製銃弾を使用しないこととし、その旨を定めるものとする。</u>

30		<p>また、生態系への配慮事項については、必要に応じて、<u>放置した鳥獣を捕食する他の動物を誘引して生態系、農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を定めるものとする。</u></p>
31		<p><u>住民等の安全及び生活環境への配慮事項については、必要に応じて、クマ類の生息する地域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を及ぼすおそれがある場合は放置をしない旨を定めることとする。</u>さらに、必要に応じて、<u>集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては放置をしない旨を定めるものとする。</u></p>
32		<p>なお、<u>捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、必要に応じて、専門家の意見を聴取するものとし、放置する区域の土地所有者や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得るとともに、事業途中で放置に係る問題が生じた場合においては、放置を中止するものとする。また、放置する場合であっても、必要に応じて捕獲個体に関する情報収集に努めるものとする。</u></p>
33		<p><u>(3)夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る）</u>  <u>日出前及び日没後において銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」という。）については、捕獲等の対象をはっきりと判別することが困難であり、銃砲の発射により人間の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがあることから、法第38条第1項に基づき原則禁止されている。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業において、都道府県知事が、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して、夜間銃猟を行うこととする。</u></p>

34		<p>夜間銃猟を実施しようとする場合は、夜間銃猟に関する事項として、夜間銃猟を実施する必要性、実施する時期、区域、実施方法、実施者（夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合している旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限る）、安全管理体制、住民等の安全管理及び生活環境への配慮事項を定めるものとする。なお、具体的な内容については、受託者が、夜間銃猟に関する作業計画を定め、都道府県があらかじめ確認する。</p> <p>夜間銃猟においても、昼間と同等の安全性を確保することが必要であることや、長期的にみても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留意して必要な事項を定めるものとする。このため、夜間銃猟を実施しようとする場合においては、その必要性を慎重に判断することとし、専門家や関係者等の意見を踏まえて実施内容等を検討するものとする。</p>
35		<p><b>7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制</b></p>
36		<p>指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体（都道府県又は国の機関、直営又は委託等）を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定し委託する等、適正かつ効果的に事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定めるものとする。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施に努めるものとし、その体制を定めるものとする。</p>
37		<p><b>8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項</b></p>
38		<p>住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取りや登山・観光等で立ち入る者を含む）の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定めるものとする。</p>
39		<p>住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市町村を通じて実施すべき安全確保のための方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する住民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保のための方策として、銃猟実施時の立入規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示等を定めるものとする。</p>

40		<b>9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項</b>
41		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮その他の事項を定めるものとする。</u>
42		<b>(1)事業において遵守しなければならない事項</b> <u>事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定めるものとする。例えば、連絡用無線機、ドッグマーカー等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げられる。</u>
43		<b>(2)事業において配慮すべき事項</b> <u>事業において配慮すべき事項があれば定めるものとする。例えば、猟犬を使用する際には訓練を確実にを行い、住民等に危害を及ぼすことのないようにするとともに、必ず猟犬が使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努めることが挙げられる。また、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数の増加に伴い、山中で回収できなかった捕獲個体を猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲個体の放置をしない場合においても、可能な限り非鉛製銃弾を使用するよう努めるものとする。</u>
44		<b>(3)地域社会への配慮</b> <u>地域社会に配慮すべき事項があれば定めるものとする。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していく上では地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性とその科学的根拠について普及啓発し、理解を得よう努めるものとする。</u>
45		<b>第3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続</b>
46		<u>安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し実行するものとする。</u>
47		<b>1 関係地方公共団体との協議</b>
48		<u>法第14条の2第4項において準用する第7条第7項に規定する関係地方公共団体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画対象区域に係る市町村と協議するものとする。</u>

49		また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と協議するものとする。
50		<b>2 利害関係人の意見の聴取</b>
51		法第14条の2第4項において準用する第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域おける事業の実施について合意を得る観点から、地域の事情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体又は個人が利害関係人として選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を得るものとし、特に夜間銃猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努めるものとする。なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等が、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。
52		なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行うものとする。また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階において、当該国の機関に意見聴取を行うものとする。
53		<b>3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告</b>
54		指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努めるとともに、法第14条の2第4項において準用する第4条第5項の規定に基づき環境大臣に報告する。
55		<b>4 国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続き</b>
56		指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合においては、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように十分配慮するものとする。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、又は変更する場合に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれるときは、法第14条の2第4項において準用する第7項第6項に基づき、あらかじめ、環境大臣と協議する。
57		都道府県知事は、法第14条の2第3項に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施区域内に国指定鳥獣保護区がある場合において、実施期間が満了したときは、三十日を経過する日までに、捕獲等の結果を環境大臣に報告する。

58		<b>5 国の機関が実施する場合の手続き</b>
59		<u>法第14条の2第5項の規定に基づき、国の機関においては、自らが管理する区域等において必要な指定管理鳥獣の捕獲等をする場合であって、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標達成に資する場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業として当該捕獲等を実施することができる。この場合においては、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて、当該指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県知事の確認を受ける。</u>
60		<u>都道府県知事は、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲数、事業の内容（捕獲した個体の放置及び夜間銃猟をする場合はその方法を含む）、事業の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その内容が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認をする。</u>
61		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、実施期間が満了したときは、その日から起算して二十日を経過する日までに、捕獲等の結果を都道府県知事に通知する。</u>
62		<b>第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方</b>
63		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。なお、夜間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められることから、夜間銃猟をする際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。</u> <u>委託にあたっては、以下の考え方で行うものとする。</u>
64		<b>1 委託先の考え方</b>
65		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとする。</u>



66		<p>特に、認定鳥獣捕獲等事業者については、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理体制や、従事者の鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識等が一定の水準に達していることに鑑みれば、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定することが望ましく、認定鳥獣捕獲等事業者を育成する観点からも積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できるものとする。</p>
67		<p>さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮するものとする。</p>
68		<p>なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体制を構築するよう努めるものとする。</p>
69		<p><b>2 委託契約のあり方及び考慮すべき事項</b></p>
70		<p>指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、業務として適切な価格で発注するよう、捕獲従事者の単価の設定に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意するものとする。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい。また、業務内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等を規定するよう努めるものとし、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を明確に定めるものとする。さらに、必要に応じて、生態系への配慮等について実施する事項についても定めるものとする。</p>

71		<b>3 従事者証の交付</b>
72		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は法第8条の適用除外となり、捕獲等の許可を要しないが、違法行為の取締りの観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者であり適法な捕獲等である旨を現場で確認できることが必要である。</u>
73		<u>このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、法第14条の2第9項において準用する法第9条第8項に基づき、捕獲等に従事する受託者における捕獲等の従事者等に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者であることの証明書を交付することとする。</u>
74		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、受託者の事業従事者が捕獲等の業務を実施する際には、従事者証を携行させるものとする。</u>
75		<b>第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画</b>
76		<b>1 夜間銃猟の委託と作業計画の作成</b>
77		<u>指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安全管理体制や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、夜間銃猟をする際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。</u>
78		<u>夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、当該委託に係る事業ごとに、事前に実施場所における実施時間帯の状況を確認して、以下の事項を含む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。</u>
79		① 夜間銃猟の実施日時 <u>夜間銃猟の実施日時については、必要性、安全性、効率性等を考慮して、具体的な時間帯を定めるものとする。</u>
80		② 夜間銃猟の実施区域 <u>夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地域を定めるものとする。なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合においては、地域社会の合意を得ることが可能な場所を選定する。</u>

81		<p>③ 夜間銃猟の実施方法</p> <p>夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、安全性の確保策及び安全管理体制、夜間銃猟の実施者等について、定めるものとする。具体的には、捕獲方法としては、使用する銃及び銃弾の種類、射撃場所及び方向等を可能な限り具体的に明確に定めることが望ましい。また、安全性の確保策としては、例えば、バックストップの確保や人の立入の有無の確認、着弾点の範囲の確認、視認性を確保する方法等が考えられる。安全管理体制としては、実施責任者、緊急連絡体制等を定めるものとする。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い鳥獣を増加させないための方策について定めるよう努めるものとする。</p>
82		<p>④ 夜間銃猟をする者</p> <p>夜間銃猟をする全ての捕獲従事者について、氏名、狩猟免許番号・銃所持許可証番号とそれぞれの交付年月日を記載した名簿を提出するものとする。</p>
83		<p>⑤ その他の夜間銃猟に関する配慮事項（住民の安全確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法等）</p> <p>夜間銃猟をする際、住民等の安全確保のために特に必要なものとして受託者が講じる措置や、周辺地域への注意喚起の方法について定めるものとする。具体的には、夜間銃猟の実施区域における住民等への事前の周知方法、実施の際の住民等の周知、発砲時の周囲の安全確保、事故発生時の対応等を定めるものとする。なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意するものとする。</p>
84		<p>なお、夜間銃猟をする地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該地区の合意を得るものとする。</p>
85		<p>2 夜間銃猟の実施手続き</p>
86		<p>夜間銃猟を実施する認定鳥獣捕獲等事業者においては、周知に必要な日数を勘案して、十分な余裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃猟に関する作業計画を書面にて提出するものとする。</p>
87		<p>都道府県知事においては、当該作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行い、当該事業者はその確認を受けたところに従って、確認を受けた夜間銃猟をする者が夜間銃猟を行うこと。</p>

88		<p>都道府県知事は、夜間銃猟の作業計画について、受託者が現地の状況を確認しながら、実施日時や実施区域、実施方法を具体的に示していることを確認するとともに、夜間銃猟の必要性や効率性、安全性の観点からの適切性に留意しつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行うものとする。特に、夜間銃猟をする者については、夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合するものとして認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲作業従事者のうち、夜間銃猟の捕獲従事者としての基準を満たす者であることを確認するものとする。</p>
89		<p>なお、都道府県知事が、夜間銃猟の受託者が作成した作業計画を確認する際には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事情等に鑑み、安全確保の措置について不測の事態が生じ得るものであることから、確認の段階で都道府県公安委員会及び実施区域に係る市町村の意見を聴取するなど、十分な調整を行うものとする。</p>
90		<p><b>第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価</b></p>
91		<p>指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集して当該事業の成果を検証するものとする。特に、夜間銃猟の実施後には、専門家、関係者等の意見を踏まえて当該事業の成果を評価し、夜間銃猟の効果を検証するものとする。</p> <p>さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等について検討するものとする。</p>
92		<p>また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の事業成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等も考慮し、必要に応じて次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成するものとする。評価の実施に当たっては、鳥獣の管理に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者を活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するものとする。</p>
93		<p>国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握し、情報共有に努めるものとする。</p>